

経済社会学は福祉国家をどのように論じるか

——富永健一著『社会変動の中の福祉国家——家族の失敗と国家の新しい機能』の批判——

渡 辺 雅 男

「福祉国家制度が、現在揺らいでいることについては、社会学理論は黙っているわけにはいかない。」(同上書—以下略—90頁)

福祉国家論についての近年の数ある研究書のなかで、富永健一の著書『社会変動の中の福祉国家—家族の失敗と国家の新しい機能』(中公新書、2001年)は、わが国を代表する社会学者によって書かれたスケールの大きな好著である。社会と経済にまたがる研究領域(富永はこれを「経済社会学」と称している)に位置する社会保障・福祉国家論を近代社会の構造と変化の視点から理解しようとする試みとして、本人も自負するように「機能主義社会学としての考え方の筋道を一本通した」(viii)きわめてユニークな研究書であると言えよう。本論文では、富永のこの最新の業績に依拠しながら、「福祉国家の危機」といわれる現状について問題の所在はどこにあるのかを探ってみることにしたい。

1

富永の議論の流れを辿ってみよう。彼の主張は大筋つぎのようである。まず、(1)福祉の原点は家族にある(家族主義)。ところが、その家族は現在、弱体化し、福祉機能を担えなくなっている。他方、(2)市場は原理的に福祉の担い手たりえない(反市場主義)。だから、(3)国家が外部化された福祉機能を引き受けるべきである(国家主義)。ごく単純化していえば、こういう三段階論である。

以下、各段階の論点を批判的に検討してみることにする。

(1) 家族主義

富永の家族主義は以下のような三段階論の形をとって主張される。①そもそも福祉の担い手は家族である。②その家族は崩壊した。だから③家族の中に内部化していた福祉機能は外部化されなければならない。

ここで第一に目につくのは、特殊歴史的な家族形態である「核家族」と、歴史貫通的な一般概念である「家族」とが区別されず、むしろ混同して使われていることである。たとえば、①に関して、「個人の福祉を実現する機能において、家族はトップに位置する」(40頁)と言う一方、「核家族は、育児と介護と愛情という、人間の一生にとっていずれも不可欠な機能を果たしてきた」(14頁)とも言う。②に関して、崩壊したのは家族一般なのか、それとも核家族なのか、これまたきわめて曖昧である。ある時は、「家父長制家族の解体によって」(39頁)問題が引き起こされたのだと言ってみたり、またある時は家族が高齢者の介護ができなくなったのは「(1980年代末以来の)核家族化と単身者世帯の増加」のせいであって、「単身者世帯の増加」とはそもそも「核家族世帯」の増加のことなのだ(59頁)と、いささか強引な主張を行ってみたりもしている。もちろん彼の言う「家族の失敗」とは「核家族の失敗」のことであるのだから、富永としても問題の核心が「核家族の崩壊」にあることは十分に承知している。ところが、彼の場合、それを素直に言い切れない何か別の理由があるらしいのである。

「核家族の崩壊」についての富永の説明をさらに読むと、この疑問を解くカギが見つかる。富永は、核家族を絶対視したパーソンズを持ち出し、核家族の崩壊を説明しようとするのである。これは、そもそも矛盾した論法である。富永が持ち出すのは、パーソンズが核家族の成立を説明する際に立てた「機能喪失」論である(78-80頁)。この「機能喪失」論とは、家族の中から経済機能が失われたり(既製服の購入、加工済み食物の消費)、政治機能が失われたり、外部化されたりして、残る機能と言えば「パーソナリティのための機能(子供の社会化と成人のパーソナリティの安定化)」に限定されるという議論である。パーソンズがこの議論で見落としていたのは、介護機能(とくに高齢者の介護)であり、それが専業主婦によって担われてきた事実である。女性にそうした機能を押しつけること

で成り立っていたのが戦後の核家族モデルなのであるが、パーソンズはこうした核家族内部の性別役割分担の根拠を究極的には生物学的な機能の違いに帰着させることでしか自己了解しようとし¹⁾ない。そもそも、核家族という家族一般の特殊歴史的なあり方は、一方で一人の男性を一家の稼ぎ手(大黒柱)に想定し、他方で一人の女性に高齢者介護²⁾や育児といった福祉機能を押しつけ(専業主婦)、そうした一組の男女が両親として揃った標準世帯を典型家族と考えるような、戦後のある時期に一般化された家族モデルであった。こうしたモデルが現在崩壊しつつあるところに問題の本質がある。ところが、富永の議論は核家族の成立を説明する「機能喪失」論を核家族の崩壊の説明に読み替えようとするものであり、そこには大きな無理がある。なぜなら、前者についてパーソンズが語っている「機能喪失」とはあくまで経済機能(生産機能)のことであって福祉機能のことではないからである。問題の本質はパーソンズの唱える核家族モデルの破綻にあるのであって、その復権にあるのではない。これこそが「家族の失敗」ならぬ「核家族の失敗」の含意なのである。

議論を論点③に移すなら、われわれはいずれにせよ核家族モデルを成立させていた歴史的条件が失われたことをここで確認しなければならない。家族の福祉機能は外部化されなければならないのである。その際に、外部化された福祉機能の担い手としては大きく二つの可能性が考えられる。国家と市場である。そのどちらかを選ぶのか、富永は二者択一を読者に迫る。しかしその口調には尋常ならざるものがある。曰く、「国家は家族の中に入っていった家族の機能を強化することができるが、市場が家族の中に入ってくれば、それは家族の機能を強化するどころか、ただちに家族の解体を結果する」(239頁)。もちろんここではあくまで家族の介護機能が外部化される事態を指して言っているのだから、それほどに耳目を驚かせる謂われはないはずなのだが、もしこの表現を文字通り受け取るとすれば、介護機能の外部化とは、家族という私的空間「の中に」、国家であれ市場であれ、公的機構が「入ってくる」のだということになり、まことに由々しき事態と言わねばならない。福祉機能の外部化をこのように「家族の中に(なにものかが)入ってくる」こととしてしか表現できないとすれば、これがイメージ操作

の畏でなければ、おどろくべき社会科学的認識である。

(2) 反市場主義

富永の反市場主義は二つの立場から主張される。二つの立場とは、第一に、①市場はそもそも原則的に福祉の担い手たりえないという原則論の立場であり、第二に、②市場は実際的にも福祉サービスの提供者たりえないという実際論の立場である。

まず原則論の立場(①)についてだが、本書で読者はつぎのようなフレーズにしばしば出会う。「市場は資本主義の制度であって、福祉国家の制度ではない」(45, 46, 49, 72, 240頁)。これはいささか教条的とも見える頑なな原則論である。そもそも国家が産業国家であると同時に福祉国家であるように、資本主義も営利資本主義であると同時に福祉資本主義でありうることは、今日むしろ自明の認識である。福祉を生産しつつ営利を図ろうとする可能性は資本主義の中に原理的に含まれている。このことは、福祉の代わりに公害を例にとって考えてみると分かりやすい。自然破壊を引き起こすのも資本主義なら、環境保護の世論の高まりをビジネスチャンスととらえ公害対策事業を営利として立ち上げるのも資本主義である。もちろん、だからといって私は公害が資本主義事業によって完全に克服可能であるなどと言おうとしているのではない。しかし、だからといって、その逆の原則論に固執し、公害は資本主義的手段によっては対応不可能である(だから、資本主義体制を根本的に変革することによってしか公害に対処することはできない)と考えることも短絡に過ぎよう。福祉資本主義は、市場を含むさまざまな福祉サービス提供者について、福祉供給の最適な組み合わせを探ることで成り立つ。富永のような原則的反市場主義に固執するとすれば、こうした福祉ミックスの問題は視野の外に置かれることになる。「福祉国家という制度の中心は家族と国家の関係にある」(71頁)と富永は断定的に述べるが、福祉ミックスが進む現状を考えてみれば、むしろ富永に逆らって、「福祉国家という制度の中心は家族と国家と市場の関係にある」と言い換えてみるのがより現実的ではないだろうか。

富永の反市場主義を根拠づける第2の点はその実際論の立場(②)である。富永によれば、日本を含む先進諸社会では、介護サービスが高価格であり、機械化もできないため、高所得家族を除けば一般の人々のアクセスが不可能である(86頁)。たしかに、賃金コストが高ければ育児サービスや介護サービスは高価なものになってしまい、ほとんどの家庭にとってはそれが手の届かないものになる。その限りで富永の危惧には説得力がある。だが、サービス部面の規制緩和が進めば、労働賃金が相対的に低下し、その場合に市場が機能することも十分に考えられる³⁾。だから、介護サービスが市場になじむかまじまないかは、富永のようにアプリアリに決まってくるのではなく、介護市場を成り立たせるいくつかの条件に応じて決まることである。富永の場合、介護サービスを市場メカニズムになぐという理論的試みは検討する前に最初から放棄されている。これは、家族に対するサービスは個人の市場選択の問題だと無条件に信じ込む新自由主義的な福祉論のちょうど裏返し of 極論である。

(3) 国家主義

富永の国家主義も以下のような三段階論で主張される。①家族の失敗に対して国家が乗り出さざるを得なくなったというのが現在の日本福祉国家である(現状認識)。これに対し、歴史を振り返れば、②国家主導、官僚主導で形成されてきたのが日本の福祉国家である(歴史認識)。だから、③こうした伝統は今後も断固として守られなければならない(将来展望)。

だが、「家族の失敗」に対して、国家が直ちに介入すべきかどうかは、これまでアプリアリに決まることではない。家庭内のセルフサービス、市場、国家といった諸要素の最適の組み合わせを考えなければならないからである。富永の議論にこうした視点はまったく感じられない。福祉ミックスという現実の流れに徹底して背を向ける姿勢が富永には一貫している。

富永の国家至上主義にはさらなる問題点が含まれる。第一の問題点として、彼の議論には、日本の福祉国家が実は家族と企業への福祉依存によって支えられていたという事実に対する一切の言及が見られないことである。企業福祉について

は、紙幅の関係上、ここでは触れないでおこう⁴⁾。これに対し、家族への福祉依存については触れないわけにはいかない。富永は、戦後一貫して核家族に介護と育児を押しつけ、社会保障費を国際的な低水準に抑えてきた日本の福祉国家の「本質的な特性」をまったく見ようとしない⁵⁾。彼が見ようとするのは、戦前から戦後にかけて社会保障制度を築き上げるうえで国家(官僚)が果たした主導的、積極的役割ばかりである。もちろん、この事実は、なにも日本独自ではないのであって、富永も認めるように「保守主義的レジーム」における「国家主義 etatism」に共通の特性である(207頁)。言い換えれば、国家主義的な保守主義レジームのなかで日本が強固な家族主義を背景に独自の福祉国家体制を造り上げてきたという歴史的事実が重要なのである。そして、ここに彼の第二の問題点が潜んでいる。

彼の関心が、エスピン・アンデルセンとは異なり、保守主義レジームと家族主義との同時併存という興味深い事実に向かわなかったことは特徴的である。「エスピン・アンデルセンと異なり」と言ったのはちょっとした訳がある。エスピン・アンデルセンは『福祉資本主義の三つの世界』の原著を出版した1990年以來、フェミニストや福祉国家類型論の研究者からの批判を受けて『三つの世界』での枠組みを大きく進化させてきた。つまり、脱商品化と階層化という二つの指標を手がかりに行っていた福祉レジームの三分類に、第三の指標として脱家族化という新たな尺度を組み入れたのである⁶⁾。カトリックの補完性原理でイデオロギー武装したイタリア、スペインの地中海諸国が強い家族主義レジームであることの発見や、儒教イデオロギーに支えられ、家族主義の伝統を色濃く残す日本などの東アジア・レジームの発見などが、この認識の発展に大きく寄与したものと考えられる。少なくとも1996年頃に書かれたと推定される(執筆の日付が明記されていない)『福祉資本主義の三つの世界』の「日本語版への序文」⁷⁾を注意深く読むと、この認識の進化・発展が当時のエスピン・アンデルセンのなかで徐々に固まっていく様子に出会うことができる。そして、この認識は1999年の『ポスト工業経済の社会的基礎』やその後の『福祉国家の可能性』などで明確な形をとる。エスピン・アンデルセンに依拠して「日本=ハイブリット」論を唱える日本の福

祉国家研究者の多くは単純なこの事実気づいていない。富永もその一人である。富永は「彼（エスピン・アンデルセン）は日本を知らない」（204頁）と決めつけるが、90年から99年のエスピン・アンデルセンの議論の発展を虚心に眺めれば、むしろ富永こそがエスピン・アンデルセンを知らないのである。そして、言うまでもないことだが、家族主義は必ずしも日本の福祉レジームにのみユニークな特性ではない。なぜなら、エスピン・アンデルセンの認識がたどり着いたように、国家主義と家族主義の共存関係は大陸型の保守主義レジームのなかの地中海型レジームに共通の特徴だからであり、多かれ少なかれ戦後の数十年間、すべての福祉国家が根本的に家族主義的だったからである。富永の第二の問題はまさにこの事実を無視している点にある。

2

こうした日本の福祉国家の背景に「遅れて出発した近代化」という歴史的事実があったことは富永の指摘する通りである（175-6頁）。だが、彼自身の議論にもこの歴史的事実が色濃く影を落としていることを、彼はどこまで自覚しているのだろうか。彼が奏でる失われた家族主義への哀歌（「家族の失敗」）は、結局、家族主義的レジームのもとで社会保障費用を低く抑え込むことで高度成長を達成してきた保守主義的な（今や失われつつある）日本福祉国家へのノスタルジーでしかなく、彼の反市場主義は、福祉におけるサービス経済化が未成熟である日本資本主義の現状の反映でしかなく、彼の国家主義は保守主義的レジームに分類される日本福祉国家の歴史的伝統への忠実な回帰でしかなく、彼が厚生官僚に寄せる絶大なる信頼と評価は、官僚主導で産業化を行ってきた日本の伝統に対する手放しの礼賛でしかない。彼の議論そのものが、日本の福祉国家が長く引きずってきた歴史的特性のイデオロギー的反映である。

こうしたイデオロギー的呪縛から自由になれない限り、福祉国家の議論は伝統への回帰という地平を超えることができない。そうした状況において最も危惧される問題点を2点指摘しておきたい。

第一に、福祉国家に潜む温情主義的（パターンリスティック）な伝統が富永に

よって再生産されていることである。介護を受ける側の視点はまったく彼の議論には見られない。だから、受益者の権限強化などという展望は彼の議論からは一切見えてこないのである。もっぱら国家介入によって福祉問題を解決しようというパターナリスティックな伝統への回帰が彼の議論の本質である。

第二に、女性へと向うべき視線の欠如も著しい。性別役割分担と世代間義務がどのようにして社会的に再生産されているのか。それを問い直す姿勢はもとより、「伝統的な世代間の介護関係を社会的に構築し、それゆえ、高齢者の介護における家族特に女性親族の支配的な役割を維持する上で、中心的な役割を担っているのは国家である⁸⁾」とする認識ももちろん富永には見られない。パーソンズと同様、こうした関係を生物学的機能に帰着させることで等閑視しているとしか思われないのである。こうした二つの問題については、節を改めて論じることしよう。

3

富永健一によっては提起されなかった重要な問題を検討してみたい。それは、現在、福祉国家を論じるにあたって一般的な重要性をもつと考えられる問題である。

(1) 福祉国家における権力関係

第一の問題群は、福祉国家における権力関係、支配関係にかかわる。この点に関して富永がけっして提起しようとしなかった問題は以下の三つである。

- ①福祉国家の伝統に潜む温情主義(パターナリズム)
- ②福祉サービスの供給における専門家支配
- ③それに対抗する際に求められる受益者の権限強化(エンパワーメント)

福祉国家が温情主義の伝統に支えられていることはよく知られている。また、今日でも「北欧には福祉国家の温情主義的な伝統がある」との指摘が行われている(アラン・ウォーカー⁹⁾)。

そもそもパターナリズムとは、「権力を行使する側と権力を行使される側との

間に特別の関係、つまり、『保護の関係』がある場合に成立する」ものであり、その意味で「パターナリズムは、専断的な保護として現れる支配の形態である。¹⁰⁾」

福祉国家では、国家は庇護者であって、国民の権限に制限を課してでも、国民のリスクを防止しなければならない、と一般に考えられている。国民の福祉を根拠に行われる国家によるリスク防止のこの強制は、正当化されると否とにかかわらず、権力の行使であり、支配の一形態である。

権力の行使としてのパターナリズムは社会に「温情と依存の関係」をつくりあげる。国家は貧民を温情によって救済し、自らを救済することができない貧民や弱者はそうした救済を感謝の念で受け入れる。保護されるべき貧者や弱者には劣等处遇が原則とされ、国家への全面的な依存が強制される。国家によるパターナリスティックな福祉という温情主義の伝統は、わが国にあって「親子関係こそが、『福祉』の原型である」(31頁)と言い放つ富永の中に色濃くにじみ出ている。もちろん、このような福祉はその動機のいかんを問わず支配の一形態である。残念ながら、富永はこうした問題にあまり敏感ではないようである。

ところで、こうした福祉国家のパターナリズムは福祉サービスの供給における専門家支配と表裏一体の関係にある。ケースワーカーやケア・マネジャーなどといった福祉関係の専門家は、国家のパターナリスティックな権力支配を背景に、あたかも医師が患者に向かうようにして保護対象者に向かう。「医療におけるパターナリズムは、パターナリスティックに配慮してもらいたい多くの患者によって支えられ、強化される」との指摘¹¹⁾があるが、福祉の場合も同じである。専門家の最善の配慮の前で依存に同意する多くの国民の存在によって福祉サービスの体制は支えられている。こうした福祉国家のパターナリズムの連鎖を克服する第一歩は、受益者である高齢者が自分自身の福祉の内容決定に参加することであり、そうした参加の権限を強化することであるが、それを妨げているのが「専門家支配」である¹²⁾。かつて医師－患者関係における「専門家支配」を批判したフリードソンの言葉を借りて言えば、「特殊な組織化形態をとり、官吏の所有するのと類比可能な特殊な法的『権力』」をもち、そして保健医療ケアを提供する一群の職

種において特殊な支配的地位をもつ職業¹³⁾」としての専門職集団が福祉ケアの分野で高齢者参加の前に立ちはだかっているのである。彼らの背後にはさらなる専門家集団である官僚が控えている。こうした専門家集団と彼らの専門主義とを再生産しているものこそ国家である。「とくに専門職および準専門職の人々が自分達を自律的な活動を行なうエキスパートだと見なすことを促進するような職業訓練の支配的なあり方¹⁴⁾」が問題とされるべきだろう。そして「行政当局の専門家と無力な高齢利用者および潜在的利用者との間には、知識、資源のコントロール、社会階級、その他の要因に基づく権力格差が存在している。¹⁵⁾」

こうした権力格差を前に、EUでは介護者自身がサービス利用者と同等の条件での権利の認知を要求する動きが出ている。今後ますます「介護者が自己およびその近親者の利害を追求することで、社会的ケアの提供をめぐる意思決定への積極的参加を求める要求は不可避免的に高まるであろう¹⁶⁾」が、そこでは「高齢者がニーズのアセスメントだけでなくサービスの開発、管理、運用にも関わること¹⁷⁾」が重要であり、「官僚主導のモデル」と区別された利用者中心の「権限強化モデル」が追求されなければならないのである。そもそも権限強化モデルは「利用者および潜在的な利用者が彼ら自身のニーズとそれを満たすために必要なサービスとを明確にすることができるように、広範かつ実現可能な機会を与えることを意図している。介護する側もされる側も、潜在的なサービス利用者と考えられている。理想としては、サービスは、利用者の自己決定、ノーマライゼーション、尊厳を権利として尊重するように組み立てられるべきである。サービスは、独立した監査と審査請求の手続きを確保した上で、裁量ではなく権利に基づいて配分されるべきであり、民主的な監督と実施義務に従わなければならないのである。¹⁸⁾」

もちろん、こうした見通しも問題の地平も残念ながら富永の視野に入ることはない。

(2) 福祉国家における家族主義の社会的構築の問題

第二の問題群は、福祉国家における家族主義の社会的構築にかかわる。この点

に関して検討されなければならないのは以下の三つの問題である。

- ①家族による介護は本来いかなる原理に立脚して行われていたかの問題
- ②介護の役割分担を再生産してきた国家の役割
- ③家族主義が介護関係の破綻を招く危険性

家族介護の原理を問うことから始めよう。そもそも家族による介護は家族に本来備わる愛情や互惠性の原理によって行われていたのだろうか。富永はそう考えているようである。たとえば、「核家族は、育児と介護と愛情という、人間の一生にとっていずれも不可欠な機能を果たしてきた」(14頁)という彼の記述や、「家族における相互行為は、温かい人間関係によって裏付けられたゲマインシャフト（共同社会）行為であり、母親は子供が病気になれば報酬なしに献身的に行為する」のであって、「この親子関係こそが、『福祉』の原型である」とする彼の記述(31頁)などがその証拠である。

だが、実際にはそうではない¹⁹⁾。このことは、「個人レベルでかなりの敵対感情がある場合でもケアを提供している例があることを考えてみると、よく理解できる²⁰⁾」のであって、むしろ、愛情や互惠性とは別の規範的義務の強制力が働いているのではないかと疑ってみることが重要である。

イギリスの北部工業都市（シェフィールド）で行われたある調査では、6人に一人の割合で、老親との関係が一方的で、世代間の互惠性に基づく義務を全然感じていないという答えが得られた。彼らは親になんら恩義を感じていないが、それでも必要なケアを提供している。その中の一人はインタビューに答えて、次のように述べている。「とてもじゃないけど我慢できなかったわ。だけど、子供のつとめだと思って、どんなにたいへんでも、自分の良心に賭けてやろうと思ったのよ。ひとがなんて言うか、気になったっていうこともあるわね。『へえ、娘がいるのに、全然世話してやらないんですって。』よくスター（地元紙）に載っているじゃない。写真つきで、『息子がいるのに、面倒を全然みてもらってない』とか。だけど、息子や娘がそうなるまでにどんなことがあったのか、その間の事情なんて全然取り上げないじゃないの。²¹⁾」

ここからも明らかなように、愛情でもなく、互惠性の原理でもなく、社会的に

構築された規範が家族による老親介護を支えているのである。もちろん、こうした規範原理だけが老親介護を支えていると見るのは極端に過ぎるのであって、実際の「ほとんどのケースで介護関係は、互恵性の精神、愛情、義務感といったものの微妙なバランスの上に成り立っている²²⁾」のである。だが、この「微妙なバランス」の下で、「家族内の女性は、ケアを提供せよという、桁はずれの規範的圧力にさらされている」ことは事実であり、注目しなければならないのはこの点である。だから、そうした圧力の下に置かれた「彼女たちの行動は、『強制された利他主義』をとらえるほうが正しい²³⁾」なのであって、富永のように「温かい人間関係」や「献身的な行為」などという美辞麗句で解釈して済ませてはならないのである。

こうしたバランスの上で、女性親族が介護の担い手として自然(当然)であるとする風潮がつくりだされている。それをつくりだす上で国家が果たす役割は決して軽くはない。

国家による家族主義の社会的構築は、第一に直接的な方法による。これには「公然たる強制力の行使(例えば、カナダやイスラエルの法律は、成人した子供に親の扶養を義務づける19世紀の英国救貧法の名残を残している)から始まって、奨励金による助成措置(扶養家族を介護する場合は税控除や追加給付が受けられる)に至るまで²⁴⁾」さまざまな形をとる。東アジアの諸国(中国、台湾、韓国)でも、高齢者の家族扶養が法的に義務づけられている。日本でも、与党政治家の中に今も「家族介護は日本の美風」と発言する者がいる。第二の方法は間接的な関与である。国家は高齢者ケアを提供する際に、それを組織したり、その受給条件を決めたりすることで、家族介護に影響力を行使することができる。これは、まさに富永が国家に期待する、核家族解体後の福祉サービス供給のあり方を示唆しているが、重要なのはこうした国家主導のケア提供においても、家族主義の社会的構築が国家によって行われうることである。

この国家による家族主義の社会的構築が介護関係の破綻を招来する。警戒感を込めて見守られなければならないのは、国が家族を最も健全な介護の基盤とみなすかどうか、という点である。なぜなら、このことが介護関係の内部に潜む問題

を見過ごすことにつながりかねないのであり、ひいては介護関係の破綻につながりかねないからである。ケアの提供が核家族内部の対立的な性差関係に基づいて行われる場合が多いのは事実である。そうした場合には、破綻の一般的な条件が醸成される。それに加えて「何年も仲が悪かった家族に介護が任された時に、最悪のケースになる。こうした場合、介護者は恨みの感情を持ちやすく、それは老人の虐待につながりかねないのである。²⁵⁾」介護関係の破綻はわが国においても大きな社会問題となりつつあるだけに、国家による家族主義の社会的構築には十分な警戒のまなざしが注がなければならない。残念ながら、富永の議論にこうした問題意識はみじんも感じられない。

4

日本を代表する国際的な社会学者による「福祉国家の危機」論を見てきた。彼自身が序(viii)で述べるように、かつて「マルクス主義社会学者たちに対して理論武装する必要から新古典派経済学を勉強し」、それに限りなく接近していた「機能主義社会学者」がこれまでの姿勢をなぜか反省し「機能主義的社会学としての考え方の筋道を一本通し」ながら「新古典派経済学の市場理論」に対する「危惧を端的に述べ」(84頁)ようとしたのが、ここでわれわれが検討した議論だった。われわれとしては、この作業を通じてこの「機能主義的社会学者」の「理論武装」の質と水準がいかなるものであったかを問い直す絶好の機会が与えられたわけで、その点で著者に深く感謝しなければならない。それだけでなく、そこで明らかになった問題点の多くは福祉国家が本来抱える本質的な次元の問題性をわれわれに改めて気づかせてくれたわけで、この点でも検討作業は有意義であった。と同時に、「危機」を迎えたと言われる福祉国家の現状認識と政策課題についての多くの実践的な示唆もそこから汲み取ることができた。この点でも大きな収穫が得られた。以上、立ち入って検討した所以である。

- 1) T・パーソンズ「アメリカの家族——パーソナリティおよび社会構造に対するその関連」T・パーソンズ、R・F・ベールズ(橋爪貞雄ほか訳)『家族—核家族と子

どもの社会化』(黎明書房, 1981年, 第1章), とくにその第4節「性別役割と家族構造」を参照

- 2) 核家族は, その定義(「夫婦と未婚の子からなる家族」)からして, 高齢者の介護を想定していないことに注意を向けなければならない。現実的には排除できない介護を定義上は排除して成り立つ核家族のこのジレンマは, 富永にあっても色濃く影を落としている。彼が事実上は「核家族の崩壊」の時点ではなく「核家族の成立」の時点に問題の発生を認めなければならなかった(32頁を参照)のは, このことの反映である。
- 3) 実は市場サービスの高コストという問題は日本だけでなく, 保守主義レジームが支配的なヨーロッパに共通な問題であって, それゆえにこそヨーロッパには独自の問題(低出生率均衡)が引き起こされている。これに対し, サービス活動が安価であるアメリカでは市場が「機能」し, それゆえにこそアメリカには独自の問題(貧困層の市場からの排除)が起きている。こうした種差について富永は目を向けようとはしない。エスピン・アンデルセン(渡辺雅男・渡辺景子訳)『ポスト工業経済の社会的基礎』, 桜井書店, 2000年, 93頁を参照。
- 4) 富永は企業が提供する「福祉」を福祉と認めようとはしない(234頁)。彼が福祉のジャンルから追放する「企業内福祉」については, 藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』, 東京大学出版会, 1997年, を参照。
- 5) 富永にも日本福祉国家の国際的低水準への認識はある。だが, それは, あくまで「日本政府が基本的に福祉国家への指向をもたず, 経済成長を優先させる政策を長く続けた」(198頁)からにすぎないのであって, 日本福祉国家に内在する「本質的な特性」に由来するものだとは考えられていない。
- 6) エスピン・アンデルセン(渡辺雅男・渡辺景子訳)『福祉国家の可能性』, 桜井書店, 2001年, 第3章(この部分は2000年にエスピン・アンデルセンによって書かれた)を参照。
- 7) この序文が1996年に執筆されたことは, 別の著作で訳者の一人がその内容に言及する際に明記している(宮本太郎「比較福祉国家論の理論と現実」岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ』法律文化社, 1997年, 41頁, 引用文献25)。ところが訳書ではなぜか執筆年が消えてしまっているため, 読者はこれがいつの時点での原著者の見解であるかとんと分らない。
- 8) アラン・ウォーカー(渡辺雅男・渡辺景子訳)『ヨーロッパの高齢化と福祉改革』ミネルヴァ書房, 1997年, 163頁
- 9) 同上書, 114頁
- 10) 澤登俊雄編著『現代社会とパターンリズム』ゆみる出版, 1997年, 41-2頁
- 11) 湯浅慎一「患者は子どもか—医療におけるパターンリズムを哲学的に考える」加

藤尚武・加茂直樹『生命倫理学を学ぶ人のために』世界思想社、1998年、95頁

- 12) アラン・ウォーカー、前掲書、第3章を参照
- 13) エリオット・フリードソン（進藤雄三・宝月誠訳）『医療と専門家支配』恒星社
厚生閣、1992年、71頁
- 14) アラン・ウォーカー、前掲書、109頁
- 15) 同上書、同頁
- 16) 同上書、105頁
- 17) 同上書、同頁
- 18) 同上書、105-6頁
- 19) Gillian Dalley, *Ideologies of Caring*, Macmillan, 1988
- 20) アラン・ウォーカー、前掲書、162頁
- 21) Hazel Qureshi & Alan Walker, *The Caring Relationship*, Macmillan, 1989, p.
140, 引用はアラン・ウォーカー、前掲書、162頁から
- 22) アラン・ウォーカー、前掲書、162頁
- 23) 同上書、167頁
- 24) 同上書、164頁
- 25) 同上書、79頁

（一橋大学大学院社会学研究科教授）